

WIPO（世界知的所有権機関）における最近の動向

令和 6 年 5 月 20 日
文化庁著作権課**第 45 回著作権等常設委員会（SCCR）結果概要****1. 日程**

第 45 回：令和 6 年 4 月 15 日（月）～4 月 19 日（金）

2. 概要

第 45 回 SCCR では、これまでと同様に放送条約、権利の制限と例外、その他の議題についての議論が行われた。

3. 各論**（1）放送条約****ア. 経緯・趣旨**

1998 年、デジタル化に対応した放送機関の権利保護に関する新たな条約の策定を目指して議題化された。2007 年以降は、一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））にしたがい、条約採択のための「外交会議」の開催に向けて、保護対象や放送の保護のために与えられる権利といった基本的な点について合意を得るべく議論が行われているが、世界各地におけるデジタル技術の進化や新しいサービスの登場、著作権に関する各国の法体系の違いなどにより、合意に至っていない。

2022 年の第 42 回 SCCR から、複数並列的に記載されたテキストではなく、代案のない形の議長テキストが示され、第 42 回～第 44 回 SCCR において、前回の SCCR の議論などを踏まえて議長テキストが改訂された。

第 45 回 SCCR では、条約草案（文書¹ SCCR/45/3）が示され、加盟国間で議論が行われた。

イ. 条約案の概要

放送番組のインターネットを通じた無許諾の再送信等を、効果的に防止できるよう、放送機関に対して、「著作隣接権」又は「適切かつ効果的な保護」を与えることを規定するもの。

（条約草案の骨格）**① 受益者：下記の定義を満たす「放送機関」**

定義：公衆によって受信されることを目的とするプログラム搬送信号（音又は映像を放送用に変換した信号）のあらゆる送信に対して、主導権を有し、編集責任を負う法人であり、放送機関のプログラム（音又は映像で構成された素材）は、リニアなプログラムの流れを形成する

※放送機関の代理機関は含まない。 ※専らコンピュータ・ネットワークで配信する機関を含む。

② 保護対象

(i) 放送機関が送信したプログラム搬送信号

¹ 第 45 回 SCCR 会合の各会議資料
[Standing Committee on Copyright and Related Rights: Forty-Fifth Session \(wipo.int\)](https://www.wipo.int/copyright/standing_committee/45/session)

(ii) 保存されたプログラム (stored programme: 放送機関によって検索システムに保持されたプログラム) へのアクセスを公衆に提供するために放送機関が使用するプログラム搬送信号

※異時送信等のオンデマンドに該当

(iii) 放送前信号

③ 与えられる権利

放送機関は、プログラム搬送信号、保存されたプログラム及び放送前信号の無許諾の「再送信」及び「固定」を禁止する権利を享受する。

ウ. 議論の概要

第 45 回 SCCR では、条約草案に関する起草者からの説明後、関心を持つ国によるインフォーマル会合を中心に、受益者の範囲、他の適切かつ効果的な保護や制限と例外などについて、議論が行われた。主な論点は以下のとおり。なお、詳細は第 45 回 SCCR 議長サマリー (SCCR/45/SUMMARY BY THE CHAIR: 参考資料 8-2) を参照のこと。

- ・加盟国が、伝統的放送機関でないウェブキャスターを受益者の範囲から除外するための留保規定が必要であることが示された。
- ・現条約草案は、2025 年に外交会議で最終交渉が出来る状態である国と、さらなる議論が必要と考える国があることを踏まえ、次回第 46 回 SCCR にて、最新の条約草案に基づき検討した上で、外交会議の開催を勧告するか否かを検討することとなった。

(2) 権利の制限と例外

ア. 経緯等

著作権等の権利保護だけでなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組を構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005 年以降、議題化されている。現在、(i) 図書館とアーカイブのための制限と例外と、(ii) 教育、研究機関及び障害者のための制限と例外が議論対象となっている。両議題とも、既存の枠組を超える新たな国際的枠組 (特に、法的拘束力のあるもの) は不要であり、むしろ各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組の必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

イ. 議論の概要

この議題の次のステップの作業のための基礎資料として、アフリカグループ代表が第 44 回 SCCR で提出した文書「例外と制限に関する作業計画の実施に関する提案」(文書 SCCR/44/6 REV.) や加盟国の意見等を踏まえ、「制限と例外に関する作業計画の実施計画草案」(文書 SCCR/45/10 PROV.) が作成され、引き続き同草案を基に調整が行われることとなった。

(3) その他の議題

主な論点は以下のとおり。その他の論点は、第 45 回 SCCR 議長サマリー (SCCR/45/SUMMARY BY THE CHAIR: 参考資料 8-2) を参照のこと。

ア. デジタル環境に関連する著作権の分析

- ・中南米グループは「デジタル環境における著作権に関する作業計画草案」(文書 SCCR/45/4) を提出した。この文書は、第 43 回 SCCR で同グループが紹介した「デジタル環境に関連する著作権の分析のための提案」(文書 SCCR/43/7) を更新したもので、改めてデジタル環境に関する著作権のテーマを常設議題とすることを要求するもの。アフリカグループはこの提案を支持し、先進国グループはこの提案について判断を示さなかった。

- ・第 44 回 SCCR で提案された、生成 AI と著作権の機会と課題に関する情報セッション（文書 SCCR/45/5, 45/8 PROV., 45/9 PROV.）が開催され、俳優、芸術家、歌手などのクリエイターから、コンテンツ制作現場での AI の使用の利点及び課題について、俳優組合、集中管理団体、レコード会社、AI 事業者などから、持続可能で公正かつ有益な AI の利用について発表があった。スイスをはじめとする先進国グループから、急速に AI 技術が発展する中で継続的に分析するため、生成 AI と著作権について追加の情報セッションを開催することが提案され、次回第 46 回 SCCR において、事務局が、加盟国との協議の下で、デジタル環境に関連する著作権の議題の一部として、今回の情報セッションのフォローアップを行う情報セッションを開催することとなった。

イ. 公共貸与権の調査

第 40 回 SCCR において、シエラレオネ、マラウイ、パナマを共同提案国として提案された公共貸与権の調査について、専門家により、公共貸与権に関するスコーピングスタディ（文書 SCCR/45/7）の報告が行われ、質疑応答が行われた。

ウ. 視聴覚著作者の権利および著作物の利用に対する報酬に関する研究提案

第 44 回 SCCR で、コートジボワール代表から提出された「視聴覚著作者の権利および著作物の利用に対する報酬に関する研究提案」（文書 SCCR/44/7）について議論が行われた。

エ. 舞台演出家の権利保護

事務局より、ロシアからの提案による、劇場作品の舞台演出家の権利に関する委託研究調査の状況について、簡単な報告があった。

オ. 追及権

EU、フランスなどは追及権のテーマを常設議題とすべきである旨発言し、米国はそれに同意しなかった。

4. 今後の予定

次回 SCCR が 2025 年 3 月に開催される予定。